

第2節 三島二次医療圏

2. 疾病・事業別の医療体制と受療状況

(1) 医療体制

【精神疾患】

○地域連携拠点医療機関については、多様な精神疾患等に対応するために、疾患ごとに定めており、図表 10-2-7 のとおりとなっています。

図表 10-2-7 地域連携拠点医療機関数(令和6年4月1日予定)

疾病名	統合失調症	認知症	児童・思春期精神疾患	うつ	PTSD	アルコール依存症	薬物依存症	ギャンブル等依存症	てんかん	高次脳機能障がい①*	高次脳機能障がい②*	高次脳機能障がい③*	高次脳機能障がい④*	高次脳機能障がい⑤*	摂食障がい	発達障がい(成人)	妊産婦のメンタルヘルス	災害医療
施設数	11	5	3	2	1	2	0	1	3	3	3	1	2	4	2	4	10	6

* ①：国基準診断 ②：診断書作成 ③：リハビリ対応 ④：精神症状対応可能(入院) ⑤：精神症状対応可能(通院)

○令和4年現在、精神科医療機関入院患者で圏域内に住所がある者のうち、1年以上入院している患者は719人、うち638人(88.7%)が圏域内の病院に入院しています(出典 大阪府「精神科在院患者調査報告書」)。

○令和4年の自殺者は97人、人口10万人対で12.8となっており、府平均16.9より下回っています(出典 厚生労働省「地域における自殺の基礎資料」)。

第2項 三島二次医療圏における今後の取組（方向性）

（1）地域における課題への対策

【精神疾患】

- 多様な精神疾患等に対応できる医療機関について、それぞれの医療機能を明確化し、役割分担や連携を推進するとともに、三島圏域の医療機関関係者等による協議の場において、医療の充実と地域関係機関との連携体制の構築について検討します。
- 長期入院者の精神科病院からの地域移行を推進し、「精神障がいにも対応した地域包括ケアシステム」構築のため、関係機関（市町・保健所・精神科病院・地域支援事業者等）による協議を進めていきます。
- 自殺対策推進のため、関係機関（市町・保健所・医療機関・消防・警察等）の連携を図り、自殺予防に資する人材育成や啓発活動を行うとともに自殺未遂者支援の充実に取り組めます。